

平成20年7月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(ワ)第112号損害賠償請求控訴事件, 平成20年(ワ)第30号附帯控訴事件 (原審・大阪地方裁判所平成12年(ワ)第67号)

口頭弁論終結日 平成20年4月17日

判 決

大阪市住之江区南港北1丁目7番89号

控訴人・附帯被控訴人 (以下「控訴人」という。)

日立造船株式会社

同代表者代表取締役 古 川 実

同訴訟代理人弁護士 間 石 成 人

同 田 辺 陽 一

大阪府堺市

被控訴人・附帯控訴人 (以下「被控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士 坂 本 団

大阪府大阪狭山市

被控訴人・附帯控訴人 (以下「被控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士 川 村 哲 二

同 中 嶋 弘

同 向 来 俊 彦

大阪府

被控訴人・附帯控訴人 (以下「被控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士 井 上 善 雄

同 川 村 哲 二



同 中 嶋 弘
同 向 来 俊 彦
主 文

- 1 本件控訴及び本件附帯控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とし、附帯控訴費用は被控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人らの請求を棄却する。
- (3) 被控訴人らの本件附帯控訴を棄却する。
- (4) 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人らの負担とする。

2 被控訴人ら

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 控訴人は、南河内清掃施設組合に対し、12億1800万円及びこれに対する平成12年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 控訴人の本件控訴を棄却する。
- (4) 控訴費用及び附帯控訴費用は、いずれも控訴人の負担とする。
- (5) (2)につき仮執行宣言

第2 事案の概要

- 1 本件は、一部事務組合である南河内清掃施設組合を組織する市又は町の住民である被控訴人らが、平成9年8月27日に同組合と控訴人との間で締結された焼却施設等建設工事（南河内清掃施設組合第2清掃工場建設工事）の請負契約は、控訴人らが談合をした結果に基づき、同組合の実施した指名競争入札において、予定価格を超えて受注予定者とされた控訴人を1位とする入札をしたため、同組合と控訴人との交渉により当該予定価格を超えて締結されたもので

あり、同組合は、これにより談合がなければ形成されたであろう代金額と契約代金額との差額相当額として少なくとも12億1800万円の損害を被ったから、控訴人に対し、不法行為に基づき、同額の損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、その行使を違法に怠っているとして、地方自治法（平成14年法律第4号による改正前のもの。以下同じ。）242条の2第1項4号に基づき、同組合に代位して、怠る事実に係る相手方である控訴人に対し、損害賠償の請求として12億1800万円及びこれに対する不法行為の後である平成12年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人が南河内清掃施設組合に対し、7億0860万2160円及びこれに対する平成12年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うべきことを命じ、被控訴人らのその余の請求を棄却した。

これに対し、控訴人は、前記第1の1（ただし、(3)を除く。）記載の裁判を求めて控訴を提起し、被控訴人らは、前記第1の2（ただし、(3)を除く。）記載の裁判を求めて附帯控訴を提起した。

2 前提事実

次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」欄2（2頁7行目から6頁3行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、4頁24行目の「平16年」を「平成16年」に改める。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」欄2（6頁5行目から47頁15行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、次のとおり補正するほか、当審における当事者双方の主張及び証拠を検討しても、原判決の認定・判断を相当とするものであって、その理由

は、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」欄（47頁17行目から99頁25行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 89頁21行目の「発祥の地」を「発祥の地の近く」に改める。

(2) 99頁24行目から25行目にかけた「7億0860万2160円の限度でこれを認めることができる。」を「7億0860万2160円をもって相当と認めるべきである。」に改める。

2 控訴人の主張に対する判断

(1) 怠る事実の有無について

控訴人は、南河内清掃施設組合による本件損害賠償請求権の行使、不行使につき、怠る事実はないと主張するが、当裁判所も、原判決と同様に、本件損害賠償請求権の行使につき、南河内清掃施設組合には裁量権はないので、同組合による権利の行使につき、怠る事実がないとはいえない（この点につき、独占禁止法における審判事件の係属は直接の影響を及ぼさないというべきである。）と解するものである。したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

(2) 談合行為の存在について

控訴人は、本件工事を受注するにつき、談合行為は存在しなかったと主張し、当審において乙D14ないし31を提出するが、当裁判所は、これらを考慮しても、この点についての原判決の認定・判断を正当と判断するものである。したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

(3) 控訴人、被控訴人らは、いずれも、原判決の本件における損害額の認定・判断を不当であると主張するが、原判決は、証拠に基づき、具体的事実に即した合理的な損害額の認定・判断に努めたものであって、当裁判所も、原判決の損害額についての認定・判断を正当と判断するものである。したがって、控訴人及び被控訴人らの上記主張はいずれも理由がない。

(4) 遅延損害金の起算日について

控訴人は、本件工事についての工事代金の支払がすべて完了したのが平成12年5月30日であるので、本件損害賠償債務についての遅延損害金の発生日は、その支払最終日の同日とすべきであると主張するが、不法行為における損害賠償債務の遅延損害金の起算日は、不法行為後であれば、いつでも差し支えないので、原判決のとおり、不法行為後である平成12年4月1日をもって、遅延損害金の起算日とすることは何ら不当ではない。したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

第4 結論

よって、被控訴人らの請求は、原判決が認容した限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当で、本件控訴及び本件附帯控訴はいずれも理由がない（なお、被控訴人らの当審における仮執行宣言の申立ては相当でないのでこれを付さない。）ので、失当として棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官 中 路 義 彦

裁判官 白 石 研 二

裁判官 永 井 尚 子

これは正本である。

平成 年 月 日
20.7.17

大阪高等裁判所第9民事部

裁判所書記官 村 瀬

